


| | | | | | |
|-------|--|---|---|---|-------|
| No | 1 | 分類 | 相互理解の促進 | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第9条第1項 | 市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 市民、事業者に合理的配慮の考え方が浸透していない。施設や制度などで、障がいのある人の利用を考慮されていない部分が多い。 | |  | 市民が障がい理解を深めることで、合理的配慮が当たり前のことと認識され、施設・制度等も障がいのある人を含めた様々な人が利用することが想定されて設計されている状態 | |
| 中長期方針 | 市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。 | | | | |
| 年度計画 | ①当事者で構成する講師団等により市民対象の研修会を開催する(目標参加者数100人)。 ②民間事業者に対する働きかけを行う。 ③障がい種別ごとの特性・配慮その他市民に知ってもらいたいことをまとめた障がい理解ハンドブックの作成 ④市民活動団体と協働し、幼稚園・小中学校で訪問授業を実施する(目標参加者数500人)。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | |
|--------|---|---|-----------|---|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 445,000円 | 内容 | 当事者講師団講師料39,200円 協働のまちづくり補助金405,700円 |
| | ①当事者による講師団等による啓発活動 → 7回開催、参加者数 約240人 ・自治会研修会 1回(扇山自治会)、参加者 約50人 ・市職員研修 5回(主事級、事務員級、新採用)、参加者 176人 ・その他研修会 1回(まちづくり出前トーク(東荘園町自治会))、参加者 約20人 ②民間事業者に対する働きかけ → 働きかけを行うも、研修等の実施には至らなかった。 ③障がい理解ハンドブックの作成 → たたき台をもとに、障がい種別ごとの特性・配慮事項について検討中 ・昨年度に引き続き、自立支援協議会当事者部会で議論しつつ作成作業中。平成30年度完成予定。(平成30年度予算確保済み) ④市民活動団体との協働による啓発活動 → 幼稚園・小中学校対象に実施。9校、延べ約1,300人 ・1幼稚園(カトリック海の星幼)、6小学校(山の手小、石垣小、境川小、南立石小、大平山小、春木川小)、2中学校(朝日中、中部中)にて、障がい当事者等が講師となり訪問ワークショップを実施した。 | | | |
| 内部評価 | 困難度 | ①講師団等による啓発活動では、受入自治体の開拓が、②民間事業者に対しては、目的に対する効果的な研修等活動方法の検討が、④市民活動団体との協働については、広報活動及びワークショップの事前準備事務が膨大で、準備作業が困難であった。 | | |
| | 達成度 | ①、②、④については計画を達成できた。(①参加者100人目標→約240人、②働きかけの実施、④参加者500人目標→約1,300人) ③は今年度予算が確保できず作成に至らなかったが、平成30年度予算にて作成予定。 | | |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 困難な事情がありつつも、計画を達成しているため。 |
| 今後の取組 | ①講師団等による啓発活動については、自治会、民生委員、未実施の市職員等を対象に実施する。 ②民間事業者への働きかけについては、手法を検討しつつ引き続き実施する。 ③障がい理解ハンドブックについては、平成30年度中に完成させる。 ④市民活動団体との協働については、今年度で終了するが、引き続き行政の事業として幼稚園児・小中学生に対する啓発活動を実施する。 | | | |

外部評価

| | | | | | |
|-------|--|-----|---------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 | <input type="checkbox"/> 達成度 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| 評価の理由 | 擬似体験を取り入れ計画通り進んでいる。 | | | | |
| 助言等 | 一般への広がりや民間事業者への働きかけが不十分。擬似体験のレパトリーを増やすと良い。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|-------------------------------------|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的 な対応 | 民間事業者に対する研修が実施できるよう、積極的な働きかけを行っていく。 | |

| | | |
|--------------|---|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | ①当事者で構成する講師団等により市民対象の研修会を開催する（目標参加者数300人）。 ②幼稚園・小中学校で訪問ワークショップを実施する（目標参加者数500人）。 ③民間事業者に対する働きかけを行う。 ④障がい種別ごとの特性・配慮その他市民に知ってもらいたいことをまとめた障がい理解ハンドブックを作成する。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|---|--|-----------------------------------|------|-------|
| No | 2 | 分類 | 相互理解の促進 | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第9条第2項 | 市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | ともに生きる条例制定以前には、職員が障がい理解を深める研修等の場がなかった。条例が施行された平成26年度からは、職員研修を開催し、平成28年度までに主事・事務員級以上の職員を対象として実施している。 | | 市職員が障がい理解を有し、市役所全体で合理的配慮を進めていける状態 | | |
| 中長期方針 | 職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。 | | | | |
| 年度計画 | 新採用職員研修及び主事級・事務員級職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | |
|--------|--|--|-----------|------------------|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 40,000円 | 内容 | 当事者講師団講師料39,200円 |
| | 以下のとおり、職員研修を実施した。 ・主事・事務員級研修 4回、参加者 159人 ・新採用職員研修 1回、参加者 17人 | | | |
| 内部評価 | 困難度 | | | |
| | 達成度 | 新採用職員、主事・事務員級職員、また昨年度までの研修に公務の都合等で出席できなかった職員も対象に研修を実施したため、計画を達成している。 | | |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 計画を達成しているため。 |
| 今後の取組 | 新採用職員、非常勤職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。 | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|---|-----|---------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 | <input type="checkbox"/> 達成度 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| 評価の理由 | 市職員の研修が今年度で全て終了している。 車いすの擬似体験が啓発となって良かった。 | | | | |
| 助言等 | 臨時職員や非常勤職員も研修を受講すべきである。 職員の研修回数を年4回ぐらいにしようか。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|------------------------------|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的 な対応 | これまで未受講の職員・非常勤職員に対して研修を実施する。 | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 新採用職員、非常勤職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|-------|
| No | 3 | 分類 | 相互理解の促進 | 担当課等 | 学校教育課 |
| 条文 | 第9条第3項 | 市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 義務教育年齢の子どもたちにとって障がいは身近なものではなく、多くの子どもが障がいの知識を持ち合わせていない状態 | |  | 各児童・生徒が障がいを身近なものと感じ、また障がいの知識・理解を有している状態 | |
| 中長期方針 | 教育課程の中で障がいに関する教育を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| 実施した内容 | 経費(概ね) | | 内容 | | |
|--|---|--|-----------|------------------------------|--|
| | | 0円 | | | |
| ①県立支援学校との交流(居住地交流も含む) 2校 ②関係機関との連携 ・学校訪問ワークショップ事業による交流活動 2校 ・太陽の家への見学・体験活動・交流 1校 ・障がい者スポーツ体験会 2校 ・事業所等での活動 3校 ③地域で活躍する方々との交流 2校 ・スポーツ選手、絵手紙 ④教職員研修 ・校内研修 22校 主な資料・内容「合理的配慮の提供」「別府市ともに生きる条例」色覚異常について 自閉スペクトラム症について ・外部講師を招いての研修 5校 | | | | | |
| 内部評価 | 困難度 | 県立学校との交流は、校区に特別支援学校や支援学校生徒がいない場合は困難である。 | | | |
| | 達成度 | 関係機関との連携では、既存の機関に加えて事業所等での活動が増加している。教職員研修では、発達障がいに対する理解が深まり、児童生徒への支援や対応について多くの知識を得ることができた。 | | | |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 各学校で障がいに対する理解を深める教育が進んでいるため。 | |
| 今後の取組 | 障がいへの理解を深めるために、交流や体験活動を取り入れた学習活動を一層推進するとともに、教職員研修の一層の充実を図る。 | | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|---|-----|--|--|--|
| 評価 | B | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 目標と呼応していない。 | | | | |
| 助言等 | 全学校が取り組んでいるのか。 周知を行い、新たな学校が出てくることを望む。 保護者への研修も必要と考える。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的な 対応 | ○現在の取り組みの充実を図る。 ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互理解を深めるための人権教育を推進する。 ・域内の特別支援学校や校内設置の特別支援学級との積極的な交流を図り、相互理解を深めるようにする。 ・教職員の障がい者に対する正しい理解と適切な対応を習得するような研修会を実施する。 | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|-------|
| No | 4 | 分類 | 生活支援に関する合理的配慮(自立生活支援及び情報提供) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第10条第1項 | 市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 自立生活に向けての支援体制が十分とはいえず、また存在する支援制度も周知されていないことにより、支援が必要な人が支援を受けられていない状態 | |  | 様々な障がいのある人に対応した自立生活支援体制が整っており、かつ、支援制度について情報提供が適切になされている状態 | |
| 中長期方針 | 既存の支援制度の改善点を特定し、支援体制を充実させ、かつ様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 市障害者自立支援協議会地域生活支援部会の意見を踏まえて地域生活支援拠点のあり方をまとめ、支援制度充実の方向性を定めるとともに、障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | | |
|--------|---|-----|---|--|-----|---|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点整備について 地域生活支援拠点のあり方について、市障害者自立支援協議会地域生活支援部会の中で協議を重ね、平成30年度からの地域生活支援拠点整備の推進に向けて方向性を定めた。 ・障がいのある人にとって必要な情報の提供について 次のような情報提供を行った。 ①窓口で配布する「障がい福祉ガイドブック」について、平成30年度版の掲載内容をさらに充実させ、ホームページの内容も更新予定。 ②「親亡き後等の問題」解決のための制度等周知用Q&Aシートを窓口を設置し、ホームページにも掲載した。 | | |
| | 内部評価 | 困難度 | 地域生活支援拠点整備事業実施にあたり、事業内容に関する協議や業務内容の共有などに時間がかかる。 | | 達成度 | 地域生活支援拠点整備の推進に向け、方向性を定めることができた。また、情報提供については、冊子とQ&Aシートの2種類により、情報量と見やすさの両面から活用してもらえるようになり、ホームページへの掲載もしているため、計画は達成できたと考えている。 |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 計画を達成することができたため。 | | |
| 今後の取組 | これまでにまとめた地域生活支援拠点のあり方に沿って、障がいのある人への支援体制充実に向けた取り組みを進めるとともに、さらなる情報提供の充実を図る。 | | | | | |


外部評価

| | | | | | | |
|-------|---|-----|---|--|--|---|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| 評価の理由 | Q&Aシートと冊子の完成。 地域生活支援拠点の方向性が出来たこと。 | | | | | 地 |
| 助言等 | ホームページのアクセスが分かりづらい。もっと見やすく分かり易く工夫が必要。また、情報の更新を随時行って欲しい。 Q&Aシートの一般の方への周知方法。 | | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|---|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的な 対応 | ホームページに関しては、障がいのある人にとって必要な情報について随時追加・更新を行うとともに、より見やすいものとなるよう検討する。 | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | これまでにまとめた地域生活支援拠点のあり方に沿って、支援制度充実に向けた取り組みを実施するとともに、障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|--|----|---|---|-------|
| No | 5 | 分類 | 生活支援に関する合理的配慮(相談支援体制の整備) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第10条第2項 | | 市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。 | | |
| 現状と目標 | (現状) | | | (目標) | |
| | 各種相談窓口をつなぐ体制などが十分でない。 | | |  相談、支援に関わる存在が相互に連携し、情報共有を十分に行うことができ、かつ各種相談窓口をつなぐネットワークが構築されている状態 | |
| 中長期方針 | 相談支援体制の整備を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、基幹相談支援センターの設置など総合的な相談体制のあり方を検討し、方向性を定める。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|---|----|-----------|--|--|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | ①別府市障害者自立支援協議会の各部会に親亡き後等の問題解決策検討委員会の報告書で示された課題の検討を依頼し、各部会で協議している。 ②平成28年9月より毎月1回、地域生活支援部会を開催し、相談体制を整備するため、地域生活支援拠点の整備の議論を優先し、検討を行った。 ③平成30年2月23日開催した別府市障害者自立支援協議会全体会で地域生活支援拠点の整備状況を報告した。 | |
| | 困難度 | | 達成度 | 別府市障害者自立支援協議会地域生活支援部会その他の部会において、相談体制を含む地域生活支援拠点のあり方について着実に検討を進めており、計画は達成したと考えている。 | |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 計画を達成しているため。 | |
| 今後の取組 | 現、委託相談支援事業所(4ヶ所)を基幹相談支援センターとし、より充実した相談体制の整備を進める。基幹相談支援センターは24時間支援体制が確保されていること、地域移行・地域定着支援を中心とした相談支援をおこなう体制が整備されているものとする。総合相談の対応方法についてバラつきが生じないよう、基幹相談支援センター等運営部会にて業務のあり方を検討することとする。 | | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|--|-----|---|--|--|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | それぞれの部会で協議したことの報告が来ている。 基幹相談支援センターの整備の報告。 | | | | |
| 助言等 | 基幹相談支援センターが整備されたことをどのように周知、広報していくか。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| 対応する 時期 | 今年度中 |
|------------|---|
| 具体的な 対応 | 市内の障害福祉サービス事業所及び地域包括支援センター職員を対象に、基幹相談支援センター設置の報告及びその役割についての研修を実施予定。 |

| プラン変更 の要否 | 要 |
|--------------|---|
| 修正前 | 障害者総合支援法の付帯決議により、今年度から地域生活支援拠点を整備し、関係機関との連携を深め相談支援体制の充実を図る。 |
| 修正後 | 市内の障害福祉サービス事業所及び地域包括支援センター職員を対象に、基幹相談支援センター設置の報告及びその役割についての研修を実施する。 |

| | | | | | |
|-------|--|---|---|--------------------------|-------|
| No | 6 | 分類 | 生活支援に関する合理的配慮(専門知識・職業倫理の向上) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第10条第3項 | 市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 障がい福祉事業所の職員の専門スキルにはまだ向上の余地がある。 | |  | 職員の専門スキルを向上させる体制が整っている状態 | |
| 中長期方針 | 障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。 | | | | |
| 年度計画 | 市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、計画的に障がい福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向性を定める。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|---|--|-----------|--|--|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | | |
| | 市障害者自立支援協議会地域生活支援部会にて、専門性を機能として有する地域生活支援拠点の整備について検討を行い、平成30年度より基幹相談支援センターを設置することとなった。その中で、基幹相談支援センターが特定相談支援事業所に対して専門的助言・指導(スーパービジョン)を実施することにより、相談支援に携わる職員の能力向上を図る仕組みの方向性が定められた。 | | | | |
| 内部評価 | 困難度 | | | | |
| | 達成度 | 平成30年度より基幹相談支援センターを設置予定であり、特定相談支援事業に対する専門的助言・指導(スーパービジョン)の実施に向けた具体的な取組みの方向性が定められた。 | | | |
| | 総合 | B | 内部評価のポイント | 相談支援事業以外の障がい福祉に携わる職員の能力向上に向けた取組みについては今後検討が必要である。 | |
| 今後の取組 | 今後も引き続き、市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、障がい福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向性を定める。 | | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|---------------------------------|-----|---|--|--|
| 評価 | B | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 地域生活支援部会で検討中のため。 | | | | |
| 助言等 | 事業等の専門性のスキルアップについて具体的な内容と取組が必要。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的な 対応 | 市内の障害福祉サービス従事者を対象に、①ともに生きる条例②障害者虐待防止法③自立支援協議会④基幹相談支援センターに係る研修会を実施する。30年度は2月に実施予定。それ以降は年度に3回実施予定。 | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 要 | |
| 修正前 | 市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、引き続き障害福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向を定める。 | |
| 修正後 | 市内の障害福祉サービス従事者を対象に、別府市の特色を含めた障害福祉体制について研修等を実施し、専門性を高める。 | |

| | | | | | |
|-------|--|--|---|--|-------|
| No | 7 | 分類 | 生活支援に関する合理的配慮(情報機器活用、情報提供) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第10条第4項 | 市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 日常生活用具給付事業など情報通信機器活用制度は存在するが、ニーズに十分に答えられているとはいえず、また障がいの特性に配慮した情報提供方法が十分にとられているとはいえない状態 | |  | ニーズに合った情報通信機器活用が可能な限りなされ、かつ障がいの特性に配慮して情報提供を行っている状態 | |
| 中長期方針 | 情報機器活用を促進し、及び障がいの特性に配慮した情報提供を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 情報機器活用について、市内一円に設置されている「歩行時間延長用信号機用小型送信機」に対応する信号機がどこに設置されているか分からないとの要望に対し、視覚障がい当事者全体に分かりやすい方法で周知する。また、障がいの特性に配慮した情報提供について、市報(ホームページ)の閲覧の際、文字から音声に変換するソフトにおいて十分な情報取得が出来ない状況があるため、情報推進課と共に、改善策を模索する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| 実施した内容 | 経費(概ね) | | 内容 | |
|--------|--|--|-----------|----------------------------------|
| | | 0円 | | |
| 内部評価 | 困難度 | ①視覚障害者の実用性を考えたマップの作成や、周知の仕方に苦慮している。 ②視覚障害者の実用性を考えた情報提供の方法について苦慮している。 | | |
| | 達成度 | ①周知方法に苦慮しており周知まで至っていないが、来年度に向けて、引き続き検討中である。 ②費用、実用性等様々な側面の課題があるため、実現には至っていないが、引き続き検討中である。 | | |
| | 総合 | B | 内部評価のポイント | 周知や改善策を講じることはできなかったが、解決に向けて検討した。 |
| 今後の取組 | ①視覚障害者に分かりやすい実用性を考慮した「歩行時間延長用信号機用小型送信機」に対応する信号機の設置場所マップの作成を引き続き検討し、作成周知する。 ②視覚障害者の特性に配慮した情報提供について、引き続き、情報推進課と共に改善策の検討を行う。 | | | |



外部評価

| | | | | | |
|-------|---|-----|--|---|----------------------------------|
| 評価 | C | 改善点 | <input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 | <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| 評価の理由 | 出来ていない。 目に見えてない。 | | | | |
| 助言等 | 当事者が何を必要としているのか、また必要としている人がいるのか。 当事者からの意見を聞いているのか。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的 な対応 | <p>当事者からの意見を再度確認し、「歩行時間延長用信号機用小型送信機」に対応する信号機の設置場所の見やすい一覧表を作成し、相談支援事業所等に配布する。また、歩行時間延長信号機用小型送信機（日常生活用具）取り扱い業者からの問い合わせにも対応できるよう、一覧表を窓口を設置する。また、市報（ホームページ）の閲覧の際、文字から音声に変換するソフトの十分な情報取得が出来ない状況の解決策を引き続き検討する。</p> | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 要 | |
| 修正前 | <p>情報機器活用について、市内一円に設置されている「歩行時間延長用信号機用小型送信機」に対応する信号機の設置場所について平成28年度に行った調査をもとに視覚障がい当事者や、支援者への周知を引き続き行っていく。また、市報（ホームページ）の閲覧の際、文字から音声に変換するソフトの十分な情報取得が出来ない状況の解決策を引き続き検討する。</p> | |
| 修正後 | <p>当事者からの意見を再度確認し、「歩行時間延長用信号機用小型送信機」に対応する信号機の設置場所の見やすい一覧表を作成し、相談支援事業所等に配布する。また、歩行時間延長信号機用小型送信機（日常生活用具）取り扱い業者からの問い合わせにも対応できるよう、一覧表を窓口を設置する。また、市報（ホームページ）の閲覧の際、文字から音声に変換するソフトの十分な情報取得が出来ない状況の解決策を引き続き検討する。</p> | |

| | | | | | |
|-------|---|--|--|---|-------|
| No | 8 | 分類 | 生活支援に関する合理的配慮(社会資源の充実) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第10条第5項 | 市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 現行制度では、重度障がいのある人が生活するための支援制度が十分とはいえず、また社会資源についてもさらなる整備の余地がある。 | |   | 重度障がいのある人にとって十分な支援制度を構築するとともに、ニーズを満たすだけの社会資源がある状態 | |
| 中長期方針 | 社会資源を充実させる。 | | | | |
| 年度計画 | 「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策を講ずることで、社会資源を充実させていく。平成29年度は、市障害者自立支援協議会地域生活支援部会その他の部会での検討結果を参考に、可能なものから施策を具体化していく。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|--|---|-----------|--|--|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | 平成29年度も「親亡き後等の問題解決策の具体的検討」及び「地域生活支援拠点整備」を目的とし、地域生活支援部会の中で毎月協議を重ねた。 | |
| | 困難度 | | | | |
| 内部評価 | 達成度 | 今ある資源をどう活用していくかネットワークを構築し、最大限に活用できる方法を検討していく。 | | | |
| | 総合 | B | 内部評価のポイント | 今日まで地域生活支援部会の中で協議してきたが社会資源を充実させる状況までに至っていない。 | |
| 今後の取組 | ①平成30年4月1日別府市地域生活支援拠点整備事業実施要綱を制定予定。 ②現、委託相談支援事業所(4ヶ所)を基幹相談支援センターとし、この基幹相談支援センターにコーディネーターを配置し地域診断・社会資源の開発に努める。 | | | | |

外部評価

| | | | | | |
|-------|--|-----|---|--|--|
| 評価 | B | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 少しずつ社会資源は増えてきているが需要に追いついていない。 | | | | |
| 助言等 | 専門職員の養成も必要である。(人手不足解消) 今ある社会資源をどのように活用していくか。 基幹相談支援センターが地域の社会資源を把握する必要がある。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|--------|--|--|
| 対応する時期 | 今年度中 | |
| 具体的な対応 | 基幹相談支援センターが中心となり地域の社会資源を把握し、ネットワークを構築する。また、障害福祉サービス従事者の専門性を高めるため、今年度は2月に①ともに生きる条例②障害者虐待防止法③自立支援協議会④基幹相談支援センターについての研修を実施する。 | |

| | | |
|----------|--|--|
| プラン変更の要否 | 否 | |
| 修正前 | 「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策を講ずることで、社会資源を充実させていく。平成30年度からは、現、委託相談支援事業所（4ヶ所）を地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして機能を充実させ、さらなる社会資源の開発、改善に努める。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | | |
|-------|--|---|---------------------|--|-------|-------|
| No | 9 | 分類 | 生活環境に関する合理的配慮(道路整備) | 担当課等 | 都市整備課 | 道路河川課 |
| 条文 | 第11条第1項 | 市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。 | | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | | (目標) | | |
| | 道路の歩道がない状態、狭い・通行しづらい・点字ブロックがない状態で、障がいのある人にとって利用しにくい箇所が多数ある状態 | | | 障がいのある人にとって利用の妨げとなる状態(歩道がない、狭い、通行しづらい、点字ブロックがない)が解消された状態 | | |
| 中長期方針 | 道路の新設・改修及び維持・補修を行う。 | | | | | |
| 年度計画 | (都市整備課)歩道の幾何構造(幅員・縦横断勾配・舗装構成など)については、障がいのある人に配慮したものとする。 (道路河川課)障がいのある人から寄せられた意見を基に、障がいのある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工事などを行う。 | | | | | |

| 実施結果及び自己評価 | | | | | | |
|------------|---|---|-------------|-------|--------------------------|---|
| 実施した内容 | (都市整備課) | 経費(概ね) | 40,996,800円 | 内容 | 鉄道南北1号線道路整備工事に今年度掛かった全金額 | |
| | 鉄道南北1号線道路整備工事における波打ち歩道の解消および点字ブロックの設置 施工延長 145.5m | | | | | |
| 内部評価 | (道路河川課) | 経費(概ね) | 10,308,600円 | 内容 | 歩道部の段差解消や整備また、点字ブロックの改修 | |
| | 下原1号線舗装改修工事外2件の工事を実施。 また、道路の損傷等の通報システムであるFix My Street(スマホのアプリ)も継続して市民等に協力していただきながら運用しているが、NPO法人自立支援センターおおいにこれを活用した活動やご協力をいただき、障がい者の目線に立った不良箇所など3件について補修を実施した。 | | | | | |
| 内部評価 | 困難度 | (都市整備課)施工箇所を利用する人が多く、歩道箇所施工中は、歩行者が迂回したり、歩行者の安全確保をするのに苦慮した。 | | | (道路河川課) | |
| | 達成度 | 波打ち歩道をフラットな歩道にし、全ての人が利用しやすいようにした。また、点字ブロックの設置により、視覚障がい者の方にその道の周辺の施設の利用をしやすい構造にした。 | | | 要望を受けた案件は対応ができた。 | |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 都市整備課 | A | 限られた予算のなかで、歩道の段差解消や点字ブロック新設をすることができ、すべての人が通行しやすい道路環境が整備された。 |
| 今後の取組 | (都市整備課)引き続き、道路整備においては、事業の必要性、事業効果などを検証しながら、点字ブロック新設、歩道の拡幅などを進めていく。 | | | | | |
| | (道路河川課)今後も障がいのある人から意見を反映した優しい道路づくりに努めるとともに、障がいのある人の目線に立った補修等に努める。 | | | | | |

| 外部評価 | | | | | | |
|-------|--|-----|--|---|----------------------------------|--|
| 評価 | B | 改善点 | <input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 | <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 | <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 評価の理由 | 工事の前にも当事者の意見を聞いて欲しい。 Fix My Streetの周知を。 | | | | | |
| 助言等 | 完了検査又は工事終了後にも当事者の検証が必要では。 | | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|---|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的な 対応 | <p>(都市整備課) 工事設計段階で意見及び要望の確認をし可能な限り取り入れることにより、バリアフリー・ユニバーサルデザインという視点で整備を行っていく。</p> <p>また、施工完了後は、当事者に安全安心に利用できているかの聞き取りを行う。</p> <p>(道路河川課) 現在、FixMyStreetの広報手段として、本アプリの概要やインストール方法などを別府市公式ホームページで常時掲載しており、また、市報でも随時掲載しているが、さらなる周知を図るため、メディアや新聞などの活用を検討する。</p> | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | <p>(都市整備課) 歩道の幾何構造(幅員・縦横断勾配・舗装構成など)については障がいのある人に配慮したものとす る。</p> <p>(道路河川課) 障がいのある人から寄せられた意見を基に、障がいのある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工 事などを行う。</p> | |
| 修正後 | | |

| | | | | | | |
|-------|---|---|---------------------|-------------------|-------|-------|
| No | 10 | 分類 | 生活環境に関する合理的配慮(住宅確保) | 担当課等 | 建築住宅課 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第11条第2項 | 市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。 | | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | | (目標) | | |
| | 市営住宅については、平成19年度に西別府住宅B棟に3戸、平成23年度に西別府住宅C棟に3戸新たに車いす対応住戸を整備し、市営住宅全体で26戸整備しているが、市営、民間とも車いすに対応した住戸が不足している状態 | | | ニーズを満たすだけの住戸がある状態 | | |
| 中長期方針 | 市営住宅については、建替え・新築の際には車いす対応住戸を確保する。 民間共同住宅については、必要とされるだけの住宅が整備されるよう支援策を講ずる。 | | | | | |
| 年度計画 | (建築指導課)平成29年度については、建替えや新築の予定はない。今後、10年以内に老朽化住宅の建替を計画する。別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた、車いすに対応した住宅の供給目標40戸を達成できるよう、今後、建替えや新築の際に整備を行う。 (障害福祉課)民間共同住宅整備支援について国等の制度設計を注視し、情報周知に努める。 | | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | | | | | | |
|---|--|---|----------------|------------|--|-------|---|----------------|--|--|
| 実施した内容 | (建築指導課) | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | | | | | | |
| | 平成29年度については、建替えや新築はなかった。今後、10年以内に老朽化住宅の建替を計画する。 (参考) 平成19年度に西別府住宅B棟に3戸、平成23年度に西別府住宅C棟に3戸、新たに車イス用住宅の整備を行った。市営住宅全体では、26戸を整備している。 | | | | | | | | | |
| 内部評価 | (障害福祉課) | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | | | | | | |
| | あんしん住宅情報提供システムを発見 | | | | | | | | | |
| 内部評価 | 困難度 | (建築指導課)築年数の古い既存住宅の規格・基準では、車イス対応住宅への対応は大規模な改修が必要であり、予算等の問題から現実的には難しい。また、既存住宅の建替え、新築においても予算等の問題から難しいところがある。 | | | (障害福祉課)住宅確保に関しては、そのほとんどが事業者との契約になるため、その状況がつかめない。 | | | | | |
| | 達成度 | 平成29年度については、建替えや新築はなかったが、平成19年度に3戸、平成23年度に3戸、新たに車イス用住宅を整備し、市営住宅全体で26戸整備した。また、今後10年以内に老朽化住宅の建替を計画している。 | | | 民間事業者からの住宅改造に関する相談自体がないため、効率的な周知方法がない状態。 | | | | | |
| | 総合 | B | 内部評価のポイント | 建築指導課 - | 平成29年度は建替えや新築がなかったため、評価対象外とした。 | | | | | |
| 今後の取組 | <table border="1"> <tr> <td>障害福祉課</td> <td>B</td> <td colspan="3">指標がないため評価自体が困難</td> </tr> </table> | | | | | 障害福祉課 | B | 指標がないため評価自体が困難 | | |
| | 障害福祉課 | B | 指標がないため評価自体が困難 | | | | | | | |
| (建築指導課)今後10年以内に老朽化住宅の建替を計画します。 (障害福祉課)情報の周知方法の構築を図る。 | | | | | | | | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|--|-----|--|--|--|
| 評価 | B | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 市営住宅整備について、戸数を目標に明記され、より具体化されている。前年度より10年以内という語句も用いているので、しっかりと減少させた年数を掲げてもらいたい。 | | | | |
| 助言等 | 民間住宅の整備については、アパート利用者の共同部分も助成対象に出来ないか。 民間事業所については、全日本不動産協会大分県本部や各事業者にまず話をしてみてもどうか。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| 対応する 時期 | 来年度以降 | |
|------------|--|--|
| 具体的 な対応 | <p>(建築指導課) 平成30年5月25日、亀川住宅・内籠住宅・浜田住宅の3住宅の集約建替えを行なうため、入札公告を行なった。この建替えに伴い、24戸の車いす対応住戸を整備予定である。今年の12月に業者と契約を締結し、平成33年12月末に建替え住宅完成予定。</p> <p>(障害福祉課) 情報の発信及び窓口の紹介が重要であるため、指標等の設定不可</p> | |

| プラン変更 の要否 | 要 | |
|--------------|--|--|
| 修正前 | <p>(建築指導課)平成30年度については、建替えや新築の予定はない。今後、10年以内に老朽化住宅の建替を計画する。別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた、車いすに対応した住宅の供給目標40戸を達成できるよう、今後、建替えや新築の際に整備を行う。</p> <p>(障害福祉課) 民間共同住宅に関しての問い合わせがあった場合には、適切な窓口につなげる。</p> | |
| 修正後 | <p>(建築指導課)平成30年度から平成33年度にかけて、亀川住宅・内籠住宅・浜田住宅の3住宅の集約建替え事業を実施。この建替えで、車いす対応住戸24戸の整備を行い、別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた供給目標40戸の達成を目指す。</p> <p>(障害福祉課) 民間共同住宅に関しての問い合わせがあった場合には、適切な窓口につなげる。</p> | |

| | | | | | |
|-------|---|--|---|---------------------------------|-------|
| No | 11 | 分類 | 生活環境に関する合理的配慮(保証人制度の整備) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第11条第3項 | 市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 賃貸借契約の際に保証人を求められるケースが多く、保証人を立てられない障がいのある人が契約を締結できない場合がある。 | |  | 保証人の有無などに関わらず、必要な人が民間住宅を賃借できる状態 | |
| 中長期方針 | 民間住宅を賃借する際の保証人制度に関する支援策を実施する。 | | | | |
| 年度計画 | 大分県居住支援協議会による支援制度の活用を検討するとともに、居住サポート事業の実施について引き続き検討を行う。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|--|-----|-----|--|-------------|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の制度等を注視し、課内で情報共有し、市民からの問い合わせに対応できるようにした。 ・家賃保証制度についてのパンフレットを窓口近くに設置した。 ・宅建業者・管理業者・家主向けの「障がいのある人への配慮に関するチラシ」を窓口近くに設置した。 ・住宅確保要配慮者への居住支援制度等について、相談支援事業所メーリングリストにて情報提供した。 ・窓口で配布する平成30年度版の「障がい福祉ガイドブック」に、大分県居住支援協議会の連絡先を掲載予定。 ・居住サポート事業については、大分県居住支援協議会の支援制度や家賃保証制度もあり、今年度は各種支援制度等の情報の収集及び提供に努めた。 | |
| | 内部評価 | 困難度 | 達成度 | 総合 | 内部評価のポイント |
| | | | | A | 計画を達成できたため。 |
| 今後の取組 | 大分県居住支援協議会による支援制度の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内していく。 | | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|--|-----|--|--|--|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 着実に進んではいる。ただし未だ保証人についての課題(市営は2人必須)保証人会社に加えてもう1人、保証人会社の請求費用は解決していないため | | | | |
| 助言等 | 各不動産業者へ赴き、制度と保証人についての話し合いをしてはどうか。オーナー会社への参加や周知リーフレットを作成してはどうか。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--------------------------|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的 な対応 | 不動産業者等へ家賃債務保証制度の周知を行いたい。 | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 大分県居住支援協議会による支援制度の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内する。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|--|---|---|---------------------------------------|-------|
| No | 12 | 分類 | 生活環境に関する合理的配慮(公共的施設)の設備の確保 | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第11条第4項 | 市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 市の公共施設については、障がいのある人が利用する際の配慮が十分とはいえない。 | |  | 市の公共施設については、可能な限り様々な障がいに配慮されたものであること。 | |
| 中長期方針 | 障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。 | | | | |
| 年度計画 | 障がいのある人やその保護者などの障がい当事者の意見を取り入れる仕組みを構築する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|---|--|-----|--|--|----|----------|-----------|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 市障害者自立支援協議会当事者部会で、市の施設に対する意見を収集した。 市障害者自立支援協議会当事者部会のまちあるき活動で、公共施設等の現地調査をし、市の管轄する施設等について、担当課に改善等の要望をした。 平成29年5月:まちなか交流館を含む別府駅周辺のトイレや歩道等 平成30年1月:別府市公会堂 | | | | | | | |
| | 内部評価 | <table border="1"> <tr> <td>困難度</td> <td colspan="2">市障害者自立支援協議会当事者部会以外からの意見を広く取り入れる場を設けることが困難である。</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td colspan="2">市障害者自立支援協議会当事者部会による現地調査等により、改善箇所の特定や意見収集をし、担当課と協議することができた。当事者部会以外の障がい当事者からの意見収集の仕組みまでは作ることができなかった。</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>B</td> <td>内部評価のポイント</td> <td>当事者からの意見収集をし、担当課と改善箇所の共有ができたが、広く障がい当事者の意見を取り入れる仕組みの構築には至らなかった。</td> </tr> </table> | 困難度 | 市障害者自立支援協議会当事者部会以外からの意見を広く取り入れる場を設けることが困難である。 | | 達成度 | 市障害者自立支援協議会当事者部会による現地調査等により、改善箇所の特定や意見収集をし、担当課と協議することができた。当事者部会以外の障がい当事者からの意見収集の仕組みまでは作ることができなかった。 | | 総合 | B | 内部評価のポイント |
| 困難度 | 市障害者自立支援協議会当事者部会以外からの意見を広く取り入れる場を設けることが困難である。 | | | | | | | | | | |
| 達成度 | 市障害者自立支援協議会当事者部会による現地調査等により、改善箇所の特定や意見収集をし、担当課と協議することができた。当事者部会以外の障がい当事者からの意見収集の仕組みまでは作ることができなかった。 | | | | | | | | | | |
| 総合 | B | 内部評価のポイント | 当事者からの意見収集をし、担当課と改善箇所の共有ができたが、広く障がい当事者の意見を取り入れる仕組みの構築には至らなかった。 | | | | | | | | |
| 今後の取組 | 市障害者自立支援協議会当事者部会からの意見を参考にするとともに、引き続き、広く障がい当事者の意見を取り入れる仕組みづくりについて検討していく。 | | | | | | | | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|--|-----|--|--|--|
| 評価 | B | 改善点 | <input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 当事者部会以外の意見として公共的施設の従事者の対応困難例等を収集すべき。 | | | | |
| 助言等 | 幅広く意見を取り入れるための用紙等を作成し、障害者施設等へ設置すると良いのではないかと。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的 な対応 | 公共施設従事者から対応困難事例や当事者部会以外の障がい者からの意見収集実施を検討したい。 | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 市障害者自立支援協議会当事者部会からの意見を参考にするとともに、広く障がい当事者の意見を取り入れる仕組みづくりについて検討する。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|-------|
| No | 13 | 分類 | 生活環境に関する合理的配慮(公共交通機関の利用の円滑化) | 担当課等 | 総合政策課 |
| 条文 | 第11条第5項 | 市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | ノンステップバスやリフト付きタクシーの台数が少ないなど、障がいのある人が必要ときに利用できる状態とはいえないのが現状である。 | |  | バスやタクシーなど十分な台数が確保されているなど、障がいのある人が公共交通機関を利用したいときに利用できる状態 | |
| 中長期方針 | 交通事業者が障がいのある人の利便に資するような輸送サービスを改善できるような環境づくり等を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 本市内における公共交通の利用円滑化を図るため、別府市公共交通活性化協議会に障がい者福祉団体代表等の公共交通利用者代表委員を増員し、交通弱者のニーズ把握に努める。 また、事業者との共通理解を図るとともに、バリアフリーに関する国庫補助事業メニューを交通事業者に周知することにより、より良い輸送サービスを実現する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|---|---|-----------|---|--|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | <p>○別府市公共交通活性化協議会に障がい者福祉団体代表委員を増員し、ニーズ把握に努めた。 また、交通事業者・公共交通利用者代表等委員に公共交通についての理解を深めるための先進地視察を実施した。 ○交通弱者のニーズ把握や共通理解のため、「障害者・高齢者が利用出来るバスを考える会」が主催するフォーラム開催について、別府市公共交通活性化協議会委員に対し、周知した。 ○バリアフリーに関する国庫補助事業メニューを交通事業者に周知した。</p> | |
| | 内部評価 | <p>困難度 ノンステップバスやリフト付きタクシーの導入については、交通事業者の経営方針によるため、国庫補助事業メニューを周知しても、すぐに車両購入にはつながらない。</p> <p>達成度 ハード面、ソフト面共に計画を達成できた。</p> <p>総合 A</p> | 内部評価のポイント | 障がい者福祉団体代表委員の増員により、輸送サービスの改善に向けて大きく前進した。 | |
| 今後の取組 | 今後も引続き交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者等との共通理解のもと、輸送サービスの改善に向けて取組む。 | | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|---|-----|--|------------------------------|----------------------------------|
| 評価 | C | 改善点 | <input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 | <input type="checkbox"/> 達成度 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| 評価の理由 | バスの台数、路線の増減等、結果が表れていないので、協議会で具体的な数値を出すべきである。研修実施について検討してはどうか。 | | | | |
| 助言等 | 前年度実施した公共マップに関する、市民からの評価はどうなったのか。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的な 対応 | <ul style="list-style-type: none">・バスやタクシーの台数については事業者の経営方針による為、本協議会は具体的な数値を出し、事業者に車両の購入を求める場ではないと考えている。・研修の実施については、市障害福祉課が実施する研修会への積極的な参加について、交通事業者への周知を行っていきたい。・公共交通マップについては、配布後に施設等から追加配布の依頼を受けていた。また、別府駅や鉄輪の観光案内所でも大変好評ですぐに在庫がなくなった。今年度、協議会で増刷する予定となっている。 | |

| | | |
|--------------|---|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員から交通弱者のニーズ把握を行い、各交通事業者との共通理解のもと、乗務員等の意識改革及び輸送体制の整備に努める。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|---|---|---|----------------------------|-------|
| No | 14 | 分類 | 防災に関する合理的配慮(防災に関する計画) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第12条第1項 | 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 避難行動要支援者名簿を作成した。また、名簿掲載者のうち同意をいただいている人の個別支援計画は作成済み。 | |  | 地域防災計画に障がいのある人への配慮について定める。 | |
| 中長期方針 | 障がいのある人に特化した個別の防災計画を策定するものとする。 | | | | |
| 年度計画 | 避難行動要支援者名簿掲載者のうち、平成29年度中に新たに同意をいただいた人の個別支援計画を作成する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | |
|--------|--|--|-----------|--------------------------|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 3,278,880円 | 内容 | 簡易ベット(115式)、簡易間仕切り(115式) |
| | 避難行動要支援者の収容先である福祉避難所の担当者による実務研修会を実施し、その連絡体制の構築を図った。 また、県の補助事業を利用して福祉避難所(10ヵ所)に備蓄物資を購入した。 避難行動要支援者名簿に関しては、自主防災会及び民生委員に配布を行った。 | | | |
| 内部評価 | 困難度 | 避難行動要支援者名簿の名簿掲載者の個別支援計画を地域主体で策定してく方針であるが、地域での結びつきの強弱があるため、一律には進行しない。 | | |
| | 達成度 | 備蓄物資に関しては予定通りに購入・配置が完了。 避難行動要支援者名簿の配布に関しても完了。 | | |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 計画の遂行自体は順調である。 |
| 今後の取組 | 県補助金を利用して、福祉避難所残りの10ヵ所に備蓄物資を購入予定。 避難行動要支援者名簿の説明を自主防災会及び民生委員に行う。 | | | |



外部評価

| | | | | | |
|-------|------------------------|-----|---------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 | <input type="checkbox"/> 達成度 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| 評価の理由 | 取組は確認できている。 | | | | |
| 助言等 | 福祉避難所の運営をどのように行えば良いのか。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的な 対応 | 引き続き、県補助金を利用して、福祉避難所残りの10ヶ所に備蓄物資を購入するとともに、避難行動要支援者名簿の説明を自主防災会及び民生委員に行っていく。 | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 避難行動要支援者名簿登録については、新規対象者の登録を行うと同時に個別防災計画の策定を行う。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|---|----|--|----------------------------------|-------|
| No | 15 | 分類 | 防災に関する合理的配慮(減災の仕組みづくり) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第12条第2項 | | 市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。 | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 障がいのある人やその家族にとって必要とされる災害時の援護の体制が十分でない。 | |   | 地域の住民・社会資源と結びつき、援護につなげる体制ができている。 | |
| 中長期方針 | 障がいのある人やその家族に対し減災・防災に向けた意識啓発を行い、及び援護体制の整備を行う。 | | | | |
| 年度計画 | 障がいのある人やその家族に対し、減災・防災に向けた意識啓発を行うものとする。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|---|--|---|--|--|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | 防災・減災には自助が非常に重要であるため、その意識付けとして障害手帳の申請及び相談者に対して障がい福祉ガイドブックを配布しているが、そのガイドブックに防災啓発マニュアルを合冊し該当者にすべからく配布した。 | |
| | 内部評価 | 困難度 | 防災に対する意識を持続させることは非常に難しく、平準的な啓発の機会の確保が困難である。 | | |
| 内部評価 | 達成度 | ガイドブックを受取った人は、言い換えると障害手帳の所持者であるためすべての障がい者又は家族に啓発マニュアルは行き届いている。 | | | |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 手交は周知手段としてはアナログ的であるが、必ず対象者には行き届いている。 | |
| 今後の取組 | 障がい福祉ガイドブックに合冊する方式を維持し、啓発内容のブラッシュアップを図っていく。 | | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|--------------------------|-----|---|--|--|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 広報に関しては各機関を通じて、周知して欲しい。 | | | | |
| 助言等 | 相談員の活用及び市報等で目にふれる機会を増やす。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|-------------------------------------|--|
| 対応する 時期 | 来年度以降 | |
| 具体的 な対応 | 各種障がい手帳を既已取得している方に対してのガイドブック配布手法の検討 | |

| | | |
|--------------|---|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|--|--|---|-----------------------------|-----|
| No | 16 | 分類 | 雇用及び就労に関する合理的配慮等 (雇用・就労の環境整備) | 担当課等 | 職員課 |
| 条文 | 第13条第1項 | 市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 平成26年度に身体障がい者の受験資格要件を緩和するとともに、合理的配慮の求めがあった場合可能な限り対応することとしている。就労環境の整備については改善の余地がある。 | |  | 障がい者が採用試験受験や就労の障壁になることがない状態 | |
| 中長期方針 | 採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。 | | | | |
| 年度計画 | 採用試験の実施について広報に力を入れること及び試験の際に合理的配慮の求めがあった場合、本人の意向を確認した上で対応する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|---|-----|-----------|---|---|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | 平成29年度は、7月と10月に職員採用試験を実施した。市報及びホームページを通じて広報を行い、併せて、就職活動者向けのインターネットサイトに採用試験の実施情報を掲載し、試験申込者を募った。また、10月の試験では、障がいを持った方を対象に、職員採用の募集を行った。試験実施の広報をするに当たり、従来の広報に加え、障害福祉課に紹介してもらった団体等に試験案内を送付した。その結果、前回の試験よりも6名多い、13名の申込みがあった。試験時には、受験者のそれぞれの合理的な配慮の申し出に合わせ、受験者全員が受験できるよう対応した。 | |
| | 内部評価 | 困難度 | | 達成度 | 広報活動や試験時の配慮については、ある程度達成できたと思われるが、就労環境の整備については、何もできていない。 |
| | 総合 | B | 内部評価のポイント | 計画を概ね達成したため。 | |
| 今後の取組 | 広報活動については、障害福祉課と連携をとりながら、さらに進めていく。就労環境の整備は、各職場が抱える問題点を整理することから開始する。 | | | | |



外部評価

| | | | | | |
|-------|---|-----|---------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 評価 | B | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 | <input type="checkbox"/> 達成度 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| 評価の理由 | 間口が広がったことは良いが、受け皿がない。 | | | | |
| 助言等 | 各部署から障がいのある方にも出来る仕事の内容を把握すると良い。身体だけでなく精神等の障がいの方にも対応が必要。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的な 対応 | これまで広報手段として利用してきた市報、ホームページ、だけでなく、障害福祉課に協力を仰ぎ、障害がある方に情報が届くような情報手段を開拓する。また、精神の障害がある方が職員採用試験を受験できるよう検討する。 | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|------------------------------------|--|--|---|-------|
| No | 17 | 分類 | 雇用及び就労に関する合理的配慮等 (就労へ向けての支援体制づくり) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第13条第2項 | 市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 希望と適性に応じた就労を行うことができない人が多く存在する。 | |   | 多くの障がいのある人が、希望と適性に応じた一般就労・福祉的就労を行うことができる。 | |
| 中長期方針 | 支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。 | | | | |
| 年度計画 | 医療機関に福祉的就労の制度の概要を知ってもらうため、周知を行う。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|--|--|-----------|--|--|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | 就労部会において、各事業所の情報を集約したものを作成中である。また、親亡き後Q&Aシートに就労支援に係る部分をまとめており、配布をしている。 | |
| | 困難度 | | | | |
| 内部評価 | 達成度 | 制度の概要についてはシートが作成できているが、各事業所の情報を集約中である。 | | | |
| | 総合 | B | 内部評価のポイント | 概要については周知できたが、具体的な部分も周知していくことが必要である。 | |
| 今後の取組 | 本人に合った支援を探していくにも事業所情報の集約を早めにしていく必要がある。また、具体的な手続き方法についても周知していく。 | | | | |

外部評価

| | | | | | |
|-------|--|-----|--|--|--|
| 評価 | B | 改善点 | <input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 福祉側だけでもまとまることが出来ておらず、ネットワークの形も見えてきていない。 | | | | |
| 助言等 | 行政がもう少し積極的に動いてもらいたい。そのためには増員や就労部会へのきちんとした課題提起が必要ではないか。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|---|--|
| 対応する 時期 | 来年度以降 | |
| 具体的な 対応 | 就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センターと協議し、支援体制の共有を図る。 | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 前年に引き続き、医療機関に福祉的就労の制度の概要を知ってもらうため、周知を行う。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | | |
|-------|---|---|--------------------------|-----------------------------|-----|-------|
| No | 18 | 分類 | 雇用及び就労に関する合理的配慮(雇用創出の促進) | 担当課等 | 職員課 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第13条第3項 | 市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。 | | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | | (目標) | | |
| | 障がいのある人の雇用先が少ない。 | | | 障がいのある人にとって多様な雇用先が確保されている状態 | | |
| 中長期方針 | 障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。 | | | | | |
| 年度計画 | (職員課)法定雇用率(市長部局2.3%、教育委員会2.2%)を確保するとともに、障がい者の就労支援の一環として別府市職場実習を行う。 (障害福祉課)企業に対し障がいのある人の特性理解を図るための研修開催などの具体的な方法を検討する。 | | | | | |


| 実施結果及び自己評価 | | | | | | |
|------------|---|---|-----------|---------|---|--|
| 実施した内容 | (職員課) | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | 平成29年度10月実施の職員採用試験では、障がいのある人を対象に試験を実施した。受験者が申込時に合理的配慮の申出を記載できる欄を設け、また、点字での受験も可能とした。 | |
| | (障害福祉課) | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | 障がいのある人の就労支援に関する研修会等に参加し、情報収集を行った。 | |
| 内部評価 | 困難度 | (職員課)障がいのある人が職場実習ができる環境の整備ができていない。 | | | (障害福祉課)実施にあたっては、企業とつながりのある事業所などと協力しなければ、研修会を開催しても参加が見込めないと思われる。 | |
| | 達成度 | 法定雇用率は維持できているが、職場実習ができる環境の整備ができず、事業が実施できなかった。 | | | 研修会への参加や研修を行っている方に話を聞くことが出来た。 | |
| | 総合 | B | 内部評価のポイント | 職員課 C | 職場実習事業ができていない。 | |
| | | | | 障害福祉課 B | 開催に向けた内容検討までには至らなかった。 | |
| 今後の取組 | (職員課)職場実習を実施するために必要な受入先の職員と場所を確保できるような制度の整備を図る。 (障害福祉課)企業への理解啓発を具体的に行っていく。 | | | | | |

| 外部評価 | | | | | | |
|-------|---|-----|---|--|--|--|
| 評価 | C | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| 評価の理由 | 前年度と変わっていない。 | | | | | |
| 助言等 | 担当を置かなければ難しいのではないかと。杵築市には専門の担当者がいて、指導等を行っている。 | | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的な 対応 | (職員課) 障がいのある人のための職場実習ができるよう、受入先の確保等に努める。 (障害福祉課) 企業の障害者雇用の促進のため、現状の把握を行う。 | |

| | | |
|--------------|---|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | (職員課)障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。 (障害福祉課) 市内の障がい者雇用の状況を把握し、雇用の可能性を探るため、企業の障がい者雇用に対する考え等を収集する。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|--|----|---|--|-------|
| No | 19 | 分類 | 保健及び医療に関する合理的配慮(医療に関する支援) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第14条第1項 | | 市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。 | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 医療の分野では合理的配慮の推進の余地がある。また、関係者・関係機関の間での連携体制は十分でない。 | |  | 関係者・関係機関の間で十分連携がとれ、かつ医療の分野での合理的配慮が十分なされている状態 | |
| 中長期方針 | 関係者・医療機関の間で連携がとれるような仕組みを構築するとともに、医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。 | | | | |
| 年度計画 | 平成27年度に障がい者及びその家族に対し、医療に対する困りごと等を把握するために行ったアンケート結果を踏まえ、医師会との意見交換などの方法により、医療機関において求められる合理的配慮について検討を進める。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|--|--|-----------|--|--|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | | |
| | 平成27年度に障がい者及びその家族に対し行った医療に対する困りごと等のアンケート結果及び、平成28年度のプラン外部評価結果を踏まえ、対象者数を拡大して再度アンケートを実施(障害福祉計画作成時のアンケート調査において医療に対する困りごとの項目を設定)し、ニーズの把握に努めた。 また、平成27年度のアンケートの分析結果にてコミュニケーションが困難であるとの意見が多く出されたが、その対応策として、県が導入したヘルプカードについて市報3月号に掲載し、平成30年3月より配布を開始した。さらに、市障害者自立支援協議会各部会等で周知した。 | | | | |
| 内部評価 | 困難度 | | | | |
| | 達成度 | 対象者を拡大し再度アンケートを実施し、医療に対する困りごとのニーズの把握を行った。また、県が導入したヘルプカードについての広報を行った。 | | | |
| | 総合 | B | 内部評価のポイント | 計画を達成できたとは言えないが、より正確なニーズの把握のためのアンケートの実施及びヘルプカードの広報は実施した。 | |
| 今後の取組 | 対象者を拡大して再度行った医療に対する困りごとに対するアンケート結果の分析を行い、今後の方針を立てる。また、ヘルプカードの広報についても引き続き行う。 | | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|---|-----|---------------------------------|---|----------------------------------|
| 評価 | B | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 | <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| 評価の理由 | 意見交換やニーズ確定に達しておらず、達成度としては低く感じられる。 | | | | |
| 助言等 | 医療側との意見交換をすべき(アンケート結果周知や受診の際の困りごとに関する聞き取り等)医療機関に行きつくまでのバリア(移動手段、待合室の環境等)を考えるべき。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 来年度以降 | |
| 具体的な 対応 | アンケートの結果を踏まえて、受診時の交通手段の支援等も含めたニーズの把握に努め、医療分野での合理的配慮の推進のため検討を進める。 | |

| | | |
|--------------|---|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 平成27年度および平成29年度に障がい者及びその家族に対し、医療に対する困りごと等を把握するために 行ったアンケート結果を踏まえ、医師会との意見交換などの方法により、医療機関において求められる合理的配慮 について検討を進める。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|---|--|---|-------------------------------------|-------|
| No | 20 | 分類 | 保健及び医療に関する合理的配慮(緊急事態の際の対応の確立) | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第14条第2項 | 市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 精神障がいのある人には「大分県精神科救急電話相談センター」が相談窓口となり、同センターについては障害福祉課で周知を行っている。 | |  | 常に緊急時に対応できる相談窓口や医療につなぐ仕組みが整備されている状態 | |
| 中長期方針 | 緊急事態の際の対応の確立 | | | | |
| 年度計画 | 精神科救急医療体制を周知・広報するとともに、平成28年度に相談支援専門員に対して実施したアンケート調査の結果を分析する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|--|-----|------------------------------|--|---|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | ①障害福祉課窓口において、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)受給者証に「大分県精神科救急電話相談センター」紹介カードを添えて交付した。②市報12月号、「べっぴん四季のカレンダー」に掲載した。③各相談支援事業所へ紹介カードを交付した。④H28年度に特定相談支援事業所連絡会においてアンケートを実施、周知・広報の方法について意見収集し、H29年度分析を行った。 | |
| | 内部評価 | 困難度 | 達成度 | 総合 | 内部評価のポイント |
| | | | 毎年度行っている①～③に加え、④を今年度新たに実施した。 | A | 例年以上に周知を行っており、さらに意見収集し、分析を行ったことから、計画を達成できたと考えている。 |
| 今後の取組 | 精神科救急医療体制の周知・広報を継続していくとともに、平成30年度からは、現、委託相談支援事業所(4ヶ所)を、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして機能を充実させ、各事業所で夜間や休日も含めた24時間体制の支援づくりをし、緊急事態の際の対応を整備する。 | | | | |

外部評価

| | | | | | |
|-------|--|-----|--|------------------------------|----------------------------------|
| 評価 | B | 改善点 | <input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性 | <input type="checkbox"/> 達成度 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| 評価の理由 | 精神科のみの広報は限定的すぎる。また実際の対応(連絡を受けるコールセンターが山口県であり、遠方過ぎて緊急時に要をなさないため)についても疑問がある。 | | | | |
| 助言等 | 計画の妥当性の再検討が必要ではないか。基幹相談支援センターや地域定着支援のほか、その他の手段を確保し周知すべき。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|---|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的な 対応 | 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能の一つである、夜間や休日も含めた緊急時の対応に関して、市報等で広報を行っていく。 | |

| | | |
|--------------|---|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 平成30年度からは、現、委託相談支援事業所（4ヶ所）を、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして機能を充実させ、各事業所で夜間や休日も含めた24時間体制の支援づくりをし、緊急事態の際の対応を整備する。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|---|---|--|------|----------------|
| No | 21 | 分類 | 保健及び医療に関する合理的配慮(保健事業・医療支援の利用円滑化) | 担当課等 | 健康づくり推進課 障害福祉課 |
| 条文 | 第14条第3項 | 市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 健康教室は障がいのある人の利用が多いとはいえ、健康診断は配慮が十分とはいえない。また、医療支援としては重度障害者医療費助成制度があるが、申請が必要であり、障がいのある人にとって負担となっている。 | | 健康教室・健康診断は、障がいのある人に対する配慮が十分になされ、利用しやすい状態にある。重度障害者医療費助成制度は、来庁せずとも助成が受けられる仕組みになっている。 | | |
| 中長期方針 | 健康教室・健康診断については、障がいのある人にとどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度障害者医療費助成制度については、来庁せずとも助成が受けられる仕組みを構築する。 | | | | |
| 年度計画 | (健康づくり推進課)保健事業(検診や予防接種、健康教室、相談業務)について、障がいのある人への対応方法をお知らせしたり、様々な手法で、より多くの人達に分かりやすく広報する。 (障害福祉課)平成28年度に引き続き、重度心身障害者医療費給付事業に自動償還払い制度の導入を検討する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|---|----------------------------------|-----------|---------------------------|---|
| 実施した内容 | (健康づくり推進課) | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | ①レントゲン車での肺がん検診ができない障がいのある人に対しては、その対応ができる検診実施先を市報等広報することとしている。 ②ケーブルテレビでのお知らせの際には、読み上げとテロップを併用するなどしてより分かりやすくしている。 |
| | (障害福祉課) | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | 県下各市町村にて自動償還制度導入への賛成が確認されたため、担当者による意見交換会や実務検討会が開催され、制度実施時期(おおよそ)等の協議をした。 |
| 内部評価 | 困難度 | (健康づくり推進課)より分かりやすく広報することが困難であった。 | | (障害福祉課) | |
| | 達成度 | 周知を行ったので、当初の計画は達成できた | | 制度導入に向け各市町村、県や国保連と協議を重ねた。 | |
| | 総合 | B | 内部評価のポイント | 健康づくり推進課 B 障害福祉課 A | 困難な事情がありつつも、概ね計画を達成しているため。 計画を達成できているため。 |
| 今後の取組 | (健康づくり推進課)現状と同様に、障がいのある人等配慮を要する人が安心して検診を受けられるよう、検診委託先と情報共有し、体制整備を行い、市報、ケーブルテレビ、ホームページ、SNSなど多種多様な方法で周知を行う。 (障害福祉課)システム改修や広報、契約等は平成30年度中に実施予定であるため、引き続き実務検討会にて県や国保連と協議を重ねる。県下18市町村のうち希望市町におけるWG(ワーキンググループ)が結成され(別府市参加済み)、新年度4月以降の協議において全市町村の方針を決定する。 | | | | |

外部評価

| | | | | | |
|-------|---|-----|--|--|--|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 両課取り組みを評価できる。今後についても考えられている通り進むことを期待する。 | | | | |
| 助言等 | ケーブルテレビだけでなく、他民放やラジオ等は利用できないか。更新の多い市長のフェイスブックにも取り上げることが出来ないか。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|---|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的な 対応 | <p>(健康づくり推進課) 問合せに対応出来るよう、障がいがある人の健診の受け入れ体制について、市内健診センターの状況把握を行っている。</p> <p>健康教室については、高齢者や障がいがある人でも参加しやすいよう、会場選びに配慮している。</p> <p>(障害福祉課) 重度障害者医療費助成について、平成31年度の自動償還払いへの移行が、円滑に進むよう入念な準備を進めていく。</p> | |

| | | |
|--------------|---|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | <p>(健康づくり推進課)保健事業(検診や予防接種、健康教室、相談業務)について、障がいのある人への対応方法を、ホームページなどの広報のほか、関係機関等の協力を得るなど様々な手法で、より多くの人達に分かりやすく広報する。</p> <p>(障害福祉課) 重度障害者医療費助成については、平成31年度中に、現在の償還払いから、対象者(またはその家族)が来庁せずに助成を受けられる自動償還へ移行するため、移行に向けた準備及び周知・広報等を行う。</p> | |
| 修正後 | | |

| | | | | | | |
|-------|---|--|-------------------------------|--|--------|-------|
| No | 22 | 分類 | 保育及び教育に関する合理的配慮(統合保育・統合教育の実施) | 担当課等 | 子育て支援課 | 学校教育課 |
| 条文 | 第15条第1項 | 市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。 | | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | | (目標) | | |
| | 保育については、保育コーディネーター養成研修に毎年度保育士が参加し、園内研修も実施している。教育については、いきいきプラン支援員48人を派遣するなど体制整備を行っている。ただし、職員のスキル等が十分とまではいえない。 | | | ソフト面での支援が十分なされ、障がいのある子どもが抵抗なく障がいのない子どもとともに保育園・幼稚園で過ごせる状態 | | |
| 中長期方針 | 個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。 | | | | | |
| 年度計画 | (子育て支援課)市の単独事業により「障がい児保育全体研修会」を年2回開催する。 (学校教育課)幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。また、「幼稚園・小中学校いきいきプラン」支援員研修会を年2回開催する。 | | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | | |
|--------|--|--|-------------|---------------------|---|--|
| 実施した内容 | (子育て支援課) | 経費(概ね) | 30,000円 | 内容 | 研修会講師料 | |
| | 複雑な環境に置かれた特別な配慮を要する乳幼児や家庭に対する適切な対処方法や専門機関との連携方法を学ぶため、保育コーディネーター認定保育士の増員を図るとともに、すでに認定を受けている保育士については、フォローアップ研修に参加することで一層の活動の充実を図った。また、市の単独事業として障がい児保育全体研修会を年2回実施した。 | | | | | |
| 実施した内容 | (学校教育課) | 経費(概ね) | 56,816,600円 | 内容 | 支援員賃金(4~3月分)決算見込額 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小・中学校にいきいき支援員を前期(4~9月)は48人、後期(10~3月)は51人を派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、個に応じたきめ細かな指導を行った。 ・支援員を対象とした研修会を2回実施し、支援員のスキルアップを図った。 <ul style="list-style-type: none"> ○第1回(6月28日)説明「発達障がい等のある児童生徒との関わり方と支援の在り方」 説明者 学校教育課指導主事 宮川久寿 ○第2回(2月2日)講義「発達障がいのある子どもへの支援の実際」 講師 大分県立別府支援学校 教諭 平井倫子 大分県立別府支援学校鶴見校 教諭 井ノロユキ ・支援員増員に向けて予算要求を行った。 | | | | | |
| 内部評価 | 困難度 | (子育て支援課)※困難事情なし 保育職場に勤務する職員の総意として、障がい児保育への意欲的な気持ちがあるため、研修や日々のインクルーシブ保育の取り組みがスムーズであった。 | | | (学校教育課)増員をしたいが予算がつかない。 | |
| | 達成度 | 保育コーディネーター認定保育士の増員とスキルアップを図るとともに、全職員を対象とした障がい児保育全体研修会及び園内研修を実施して、職員全体の資質向上を図ることができた。 | | | 今年度予算の運用上の工夫をして、後期に3名配置することができた。 | |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 子育て支援課 A 学校教育課 A | 目標としていた年2回の全体研修会を実施できた。 一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行うことにより、学校(園)で安心して生活・学習できるようになってきているため。 | |
| 今後の取組 | <p>(子育て支援課)現在の取り組みを継続して行い、さらなる職員の資質向上を図りたい。</p> <p>(学校教育課)・平成30年度も、48名の支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。また、前期の支援員の推移を見て、後期の支援員の増員を検討する。 ・平成31年度の支援員増員に向けて予算要求をする。</p> | | | | | |


外部評価

| | | | | | | |
|-------|--|-----|---|--|--|--|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| 評価の理由 | 保育コーディネーターは市内での連携が見えない。他の機関との連携が見たい。支援員の数は足りないと思う。(増員を希望する。) | | | | | |
| 助言等 | 予算の問題もあるのだけれど、必要な児童、支援員の数値を出して欲しい。 | | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的 な対応 | <p>(子育て支援課) 引き続き、子育て支援課主催の「障がい児保育全体研修会」を年2回開催する。また、保育コーディネーター養成研修会並びに保育コーディネーターフォローアップ研修会に参加して、保育士のさらなる資質向上に努め保育所の機能強化を図る。</p> <p>(学校教育課) ○ 平成30年度は48名の支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな指導を行う。 ○ 平成31年度については、特別な支援が必要な児童生徒数をふまえて支援員増員の予算要求をする。</p> | |

| | | |
|--------------|--|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | <p>(子育て支援課)引き続き、子育て支援課主催の「障がい児保育全体研修会」を年2回実施する。また、保育コーディネーターを中心とした園内研修も行い、職員全体のスキルアップを図る。</p> <p>(学校教育課) 幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。また、「幼稚園・小中学校いきいきプラン」支援員研修会を年2回開催する。</p> | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|---|----|---|--------------------------|-------|
| No | 23 | 分類 | 保育及び教育に関する合理的配慮(教職員への研修実施) | 担当課等 | 学校教育課 |
| 条文 | 第15条第2項 | | 市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。 | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 教職員の障がいに対する理解は十分とはいえないが、毎年度特別支援教育コーディネーター研修を実施するなど、理解を深める機会を創出している。 | |  | 教職員が障がいに対する理解を十分に有している状態 | |
| 中長期方針 | 各教職員が障がいに対する理解を持つことができるよう研修等の場を十分に提供する。 | | | | |
| 年度計画 | 特別支援教育コーディネーター研修などを実施する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | | |
|--------|--|---|--|--|--|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 0円 | 内容 | | |
| | 市主催の特別支援教育コーディネーター研修及び特別支援教育担当者研修会を実施した。また、県教育センターで開催する研修にも参加しスキルアップを図った。 ○第1回特別支援教育コーディネーター研修(7月25日) ・就学・転学指導について ・個別の教育支援計画について ・相談支援ファイルについて ○第2回特別支援教育コーディネーター研修、特別支援教育担当者研修(2月26日) ・次年度に向けた各学校での特別支援教育の在り方について ・校種間における個別の教育支援計画等の引継ぎについて | | | | |
| | 内部評価 | 困難度 | 学校現場を離れての研修は、時間的に制約があり、長期休業中も各種の会議、研修会研修時間の確保が困難である。 | | |
| | 達成度 | 特別な支援を必要とする園児児童生徒に対する個別の指導計画の作成や相談支援ファイルの活用を通じた関係機関との連携等、個別の支援に関する理解を深めた。 | | | |
| 総合 | A | 内部評価のポイント | 研修会を通して、個別の教育支援計画の作成及び指導計画の理解が進んだため。 | | |
| 今後の取組 | 平成30年度も、障がいのある園児児童生徒の理解、学校(園)内及び関係機関と連携した支援等についての研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図っていく。 | | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|--|-----|---|--|--|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 継続を望む。 研修人員(数値が欲しい) 昨年の評価の答えがあるのか。 | | | | |
| 助言等 | | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的 な対応 | ○昨年度の取組を継続する。 ○第1回目の特別支援教育コーディネーター研修において、県より講師を招聘し、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の「個別の指導計画」の必要性や作成方法について学習する。 | |

| | | |
|--------------|--------------------------|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 特別支援教育コーディネーター研修などを実施する。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|--|--|---|------------------------------------|-------|
| No | 24 | 分類 | 保育及び教育に関する合理的配慮(学校間の連携及び調整の推進) | 担当課等 | 学校教育課 |
| 条文 | 第15条第3項 | 市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 別府市特別支援連携協議会を毎年度開催し、連携を推進している。 | |  | 市内にある特別支援学校と小学校、中学校等とが十分に連携できている状態 | |
| 中長期方針 | 市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。 | | | | |
| 年度計画 | 別府市特別支援連携協議会を開催する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | |
|--------|---|---|-----------|--|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 122,704円 | 内容 | 連携協議会委員謝礼金 33,000円 相談支援ファイル用消耗品 89,704円 |
| | <p>・別府市特別支援連携協議会を年2回開催した。</p> <p>○第1回(7月19日) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援体制について ・合理的配慮の提供と個別の教育支援計画について ・相談支援ファイルの活用について</p> <p>○第2回(2月28日) 支援が必要な児童生徒の就労について ・保護者等からの相談支援体制について ・合理的配慮の提供と個別の教育支援計画について</p> <p>※委員は、大学、病院、療育、健康づくり推進課、障害福祉課、子育て支援課、学校教育課、幼・小・中学校関係者19名</p> <p>・本協議会作成の相談支援ファイルを、特別な支援が必要な園児・児童・生徒(就学相談参加者、特別支援学級在籍者等)の保護者へ約100冊配布した。</p> | | | |
| 内部評価 | 困難度 | 相談支援ファイル100冊の印刷・製本を課内で行ったため、作業量が多く人手が必要だった。 | | |
| | 達成度 | 別府市特別支援連携協議会を年2回開催し、市内の園児児童生徒に対する合理的配慮の提供と個別の支援のあり方について協議することができた。また、作成した支援ファイルを市内の特別な支援が必要な園児・児童・生徒に配布するとともに活用状況を把握することができた。 | | |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 計画通り相談支援ファイルの学校への周知、保護者への配付ができたため。また、活用しやすいファイルのあり方について協議することができたため。 |
| 今後の取組 | 平成30年度、新たに特別支援学級に在籍する児童・生徒、就学相談会に参加する保護者等へ相談支援ファイルを配付する。 特別支援連携協議会で各学校・機関での相談支援ファイルの活用状況や課題等を明らかにし、よりよい支援に向けて協議していく。 | | | |

外部評価

| | | | | | |
|-------|--|-----|--|--|--|
| 評価 | B | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 目標と年度計画が結びついていない様に思える。 年2回の開催では連携強化が出来ていない。 | | | | |
| 助言等 | ゆけむりんの配布が県立には行き届いていない。(大分市では全て配布している。) 幼稚園・保育園に話がいったのではないかな。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|--|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的な 対応 | ○連携を深めるための具体的方策を協議会の中で議論し、実現可能な複数の方策を明らかにし、実行につなげていく。(連携の仕組みの面からと相談支援ファイルの活用法方の面から) ○相談支援ファイル「ゆけむりん」の予算請求を行う。 | |

| | | |
|--------------|--------------------|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 別府市特別支援連携協議会を開催する。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|---|---|--|------|-------|
| No | 25 | 分類 | 芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮 | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第16条 | 市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 芸術文化については、平成27年度からアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、スポーツについてもボッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催している。ただし、指導員の育成や情報提供などについては取組が十分でない。 | | 芸術文化活動、スポーツの場が十分に提供されており、かつ必要な指導員が確保され、また障がいのある人が必要とする情報がアクセスしやすい形で提供されている状態 | | |
| 中長期方針 | 芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。 | | | | |
| 年度計画 | (芸術文化)平成29年度も昨年度に引き続きアール・ブリュット展を開催する。開催に当たっては、来場者数増加及び、来場者の満足度を高める企画をする。また、平成28年度に開催した「湯にば～さるファッションinべっぶ」を開催し、今年度は障がい者だけではなく、高齢者等にも目を向け、さらに拡充した内容を企画し、障がい当事者による共生社会に向けての情報発信をしていく。 (スポーツ)引き続き、ボッチャ、水泳、卓球バレー教室を委託により開催し、より多くの人が参加できるよう広報活動に力を入れる。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | |
|--------|---|--|-----------|--|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 1,140,000円 | 内容 | (芸術文化)湯にば～さる242,000円アールブリュット253,000円 (スポーツ)ボッチャ、水泳、卓球バレー教室委託料645,000円 |
| | (芸術文化)①湯にば～さるファッションinべっぶ→平成29年度は第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回障害者芸術文化際おおいた大会のプレイベントとして行った。上記文化祭の周知も含め、街頭啓発を行うなど広報活動に力を入れた。また、障がいのある人だけでなく、高齢者や子どもが参加するなど、事業内容の拡充を行い、共生社会に向けての情報発信をした。 ②アール・ブリュットの芽ばえ展→①と同様に上記文化祭のプレイベントとして行い、街頭啓発やイベントでの啓発活動など広報活動に力を入れた。また、今年度は障がいのある人の作品の製作過程などをまとめたDVDを作成し作品展をおこなったゆめタウンの会場内で放映するなど、事業内容の拡充も図った。 (スポーツ)ボッチャ、水泳、卓球バレー教室を委託により開催し、障害がある人の社会参加の推進を図った。 | | | |
| 内部評価 | 困難度 | (芸術文化)第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回障害者芸術文化際おおいた大会にかかる事務等が増大し、事前準備が困難であった。 | | |
| | 達成度 | (芸術文化)広報活動や、内容拡充により参加者、来場者数が伸び、共生社会に向けての情報発信がおおいに出来た。 (スポーツ)ボッチャ、水泳、卓球バレー教室を委託により開催し、障害がある人の社会参加の推進を図ることが出来た。 | | |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 事務の増大に関わらず、内容拡充や広報活動の強化を行い、情報発信が十分に出来たため。 |
| 今後の取組 | (芸術文化)平成30年度は第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回障害者芸術文化際おおいた大会の本番の年であり、各事業の更なる内容拡充と、広報活動の強化を行うことにより、20年に1度のチャンスを生かし、情報発信、障がい者芸術の推進を図っていく。 (スポーツ)引き続き、ボッチャ、水泳、卓球バレー教室を委託により開催し、より多くの人が参加できるよう広報活動に力を入れる。 | | | |


外部評価

| | | | | | |
|-------|------------------------------|-----|---|--|--|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 評価の理由 | 予算にあった充実した活動が出来ている。 | | | | |
| 助言等 | 来年度からどうするのか。必要な活動は継続する必要がある。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|------------------------------------|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的 な対応 | 文化祭終了後に実行委員会にて来年度以降の活動の継続について検討する。 | |

| | | |
|--------------|---|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 芸術文化については平成30年度に第18回全国障害者芸術・文化祭おおいだ大会が開催されることにより、別府市事業として、アールブリュットの芽ばえ展が開催される。十分な広報を行い、アール・ブリュットの芽ばえ展の中で昨年度まで行っていなかったワークショップの開催などにより内容も更に拡充し、障がい者芸術の支援について推進していく。 スポーツについては、昨年度に引き続き、ポッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催し、スポーツ活動の場の提供、情報提供を行い、スポーツ活動を通し、社会参加の推進を図りたい。 | |
| 修正後 | | |

| | | | | | |
|-------|--|--|---|--|-------|
| No | 26 | 分類 | 親亡き後等の問題の解決 | 担当課等 | 障害福祉課 |
| 条文 | 第23条 | 市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。 | | | |
| 現状と目標 | (現状) | | (目標) | | |
| | 親亡き後等の問題の不安を感じている当事者が多く、その不安を軽減する具体的な施策を講じられていない状態 | |  | 親亡き後等の問題を構成する各課題が解決され、この問題に対する不安が軽減されている状態 | |
| 中長期方針 | 親亡き後等の問題を構成する各課題を解決するための施策を検討し、実行する。 | | | | |
| 年度計画 | 地域生活支援部会での検討結果を踏まえ、各課題の解決策を定め、実施スケジュールを策定する。 | | | | |

実施結果及び自己評価

| | | | | |
|--------|---|---|-----------|---|
| 実施した内容 | 経費(概ね) | 1,000,000円 | 内容 | ステップブック印刷製本費427,680円 協働のまちづくり補助金573,000円 |
| | <p>・市障害者自立支援協議会地域生活支援部会を中心に、平成28年7月にまとめられた親亡き後等の問題解決策検討結果報告書に基づく施策の検討を、市障害者自立支援協議会の各部会に振り分けて実施した。</p> <p>・親亡き後等の問題解決策検討結果報告書に記載された問題解決のための10の施策のうち、次の2つを実施した。</p> <p>①施策1「情報共有シート(通訳ブック)活用の仕組みの構築」について、市障害者自立支援協議会子ども支援部会を検討主体とし、通訳ブック(通称:ステップブック)を作成した。平成30年度中に配布・活用を開始する予定。また、別府市公式ホームページに掲載し、ダウンロードできるようにする予定。</p> <p>②施策2「親亡き後等の問題に必要な情報を集約したパンフレットの作成等の広報活動」について、NPO法人はっぴいと協働事業にて、必要な情報を集約したQ&A形式のシートを作成し、市内各所で設置・配布を開始した。また、別府市公式ホームページに掲載し、ダウンロードできるようにした。</p> | | | |
| 内部評価 | 困難度 | 論点が数多くあるため、各課題解決のための施策を策定すること自体、検討に時間がかかる。 | | |
| | 達成度 | 報告書記載の問題解決のための施策1、2について、ステップブックとQ&Aシートを作成することができた。その他の施策についても具体的な検討を進めている。また、解決策の策定に至っていない他の課題についても、着実に検討を進めているので、計画は概ね達成できたと考える。 | | |
| | 総合 | A | 内部評価のポイント | 困難な事情がありつつも、計画を概ね達成できたため。 |
| 今後の取組 | 市障害者自立支援協議会での各課題の解決策の検討を踏まえ、施策の実施スケジュールを策定する。 | | | |

外部評価

| | | | | | |
|-------|---------------------------|-----|---------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 評価 | A | 改善点 | <input type="checkbox"/> 計画の妥当性 | <input type="checkbox"/> 達成度 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| 評価の理由 | 一定程度は達成している。 | | | | |
| 助言等 | 全体会から検討委員会に一旦預け、今後の協議を行う。 | | | | |

評価結果をふまえた対応

| | | |
|------------|---|--|
| 対応する 時期 | 今年度中 | |
| 具体的 な対応 | 具体的解決策が検討されていない施策について、施策の実施スケジュールを策定する。 | |

| | | |
|--------------|---|--|
| プラン変更 の要否 | 否 | |
| 修正前 | 市障害者自立支援協議会での各課題の解決策の検討を踏まえ、施策の実施スケジュールを策定する。 | |
| 修正後 | | |